

SBI-3 準備のための非公式会議

議題 13 地球規模の多数国間利益配分メカニズム（第 10 条）

2021 年 3 月 14 日 Webinar 報告

ABS 学術対策チーム

【概要】

SBI-SBI-3 準備のための非公式会議が、オンライン形式で開催され、(議題 13) 中の地球規模の多数国間利益配分メカニズムのセッションについて、各国のステートメントが述べられた。

全体の意見のポイントとして

- ・ EU, 日本, UK, スイスが、態様の検討は時期尚早と主張している。とくに、提案された事例が名古屋議定書の範囲外であるものが大半で、
- ・ メカニズムが必要、議長案で進むべきアフリカ、ウガンダ、ブラジルなどに別れた。特にブラジルは、自国の法律は DSI も含むことを強調。

【各国・団体意見】

1. South Africa - African Group

GMBSM が設立されれば、第 9 条の義務、利益を保全と持続的利用に向けるよう奨励ができ、第 11 条に基づく義務を個別に処理することなしに果たす。利用者に法的確実性の向上を提供する、利益配分の導管としての役割を果たす。

様態はまた、とりわけ以下の要素を考慮すべき。

- ・ GMBSM からの資金源と資金の使用方法。
- ・ GMBSM のための制度構造と取り決め。
- ・ GMBSM のための執行・遵守措置を練る必要。

アフリカグループは、提示された勧告案に基づいて誠実に交渉する用意があり、締約国に対し、第 10 条の運用のための様態に向けて、この議題に関する議論を協力して進めるよう要請する。

2. Belarus - Central and Eastern Europe Group

CEE 諸国は、第 11 条を実施するために、遺伝資源に関連する同様の伝統的知識が複数の締約国の領土内で 1 人以上の先住民や地域コミュニティによって保持されている場合には、越境協力の必要性を強調するとともに、国家管轄権の限界を超えた地域における海洋生物多様性の保全と持続可能な利用に関して、国連海洋法条約に基づく国際的な法的拘束力の

ある文書の交渉が進行中であることを考慮すべき。

SBI によって作成された勧告の要素は、締約国の利益を保護するために GMBSM が望ましい条件の可能性を更に探求する必要性を示唆している。この関連で、CEE 諸国は、名古屋議定書を完全に実施することを目的として、現在行われている実施を強化することに焦点を当てる必要がまだあることを強調する。私たちは、FAO の植物遺伝資源に関する国際条約と緊密に協力していくことを提案します

3. Portugal - European Union

- ・全体として、我々の見解では、第 10 条に基づく GMBSM の必要性は確立されておらず、したがって、様態の議論は時期尚早である。
- ・GMBSM の必要性とその手法に関するいかなる議論、名古屋議定書 (NP) の時間的・地理的範囲に関する議論、関連する伝統的知識 (aTK) のみを対象とするという原則もリオープンしてはならない。議定書の基本的な側面を損なうものである。
- ・今回、提示された事例は、議定書の範囲外か今後の議論が必要である、たとえば、国家管轄権を超えた地域 (ABNJ) からの海洋遺伝資源 (MGR) は名古屋議定書の地理的範囲外であり、現在、国連生物多様性条約 (BBNJ) に向けた UNCLOS の交渉で取り上げられています。

様々な IPLC の間で共有される aTK については、協力に関する議定書の関連する既存の規定 (第 11 条(1)・第 11 条(2)) が適用されるべきであり、特に第 11 条(2)) が効果的に実施されるべきである。

- ・したがって、これらの事例は GMBSM の設立を正当化するものではない。全体として、我々は、第 10 条に基づく GMBSM の必要性は確立されていないと考えている。その方法について議論するのは時期尚早である。

・我々は、現在の議題項目に関する事務局長によって作成された書簡に含まれる参照事項のほぼ 75%が、単一の利害関係者の提出のみに基づいていることに懸念をもって留意する。したがって、我々は、異なる締約国及びその提出物に示された利害関係者の見解の間でより良いバランスをとるために、事務局長が作成した文書の必要性を強調する。

4. Japan

我々の見解では、報告書で強調されたいくつかの事例は、第 10 条が利用可能な唯一の手段であるかどうかについて疑問を投げかける。例えば、これらの事例が、議定書の第 4.4 条(13 項に述べたように)及び第 11 条を含む他の可能な選択肢によって、第 10 条ではなく、なぜ十分に対処できないのか疑問に思うかもしれない。

さらに、注目されている事例のいくつか、例えば、生息域外収集による追跡不可能な古い起源の遺伝資源や、国の管轄権を超えた地域の遺伝資源が、CBD および名古屋議定書の適用範囲に含まれるかどうかについても議論がある。

その観点から、我々は、事務局を通じて文書で共有する、運用上のパラグラフ 2-4 及び AHTEG 報告書の ToR において、勧告文のいくつかの修正提案を持っている。

5. UK

遺伝資源が国境を越える状況において発見された場合に締約国が協力するよう努めることを求めた名古屋議定書第 11 条を想起し、また、本研究において提供された事例に留意しつつ、我々は、同議定書の下での GMBSM の必要性が示されたとは思わない。したがって、我々は、GMBSM の潜在的な様態を探求することは時期尚早であると考ええる。

さらに、我々は、一部の締約国がこの議題項目の下で DSI の問題を提起したことを理解する。英国は、DSI の適用から生じる利益を共有する必要性を認識しているが、我々は、名古屋議定書がそれを行うための適切なメカニズムであるとは考えていない。

6. Uganda

GMBSM は、遺伝資源の利用、特に、多様な提供者および/または提供源からアクセスされる遺伝資源の利用について、より高い法的確実性を利用者に提供すべきである。また、いかなる契約上の取り決めにも基づかない利用者による利益配分メカニズムとしても機能すべきである。

GMBSM の実施及び遵守のための措置は、詳細に検討されるべきであり、また、制度的構造及び取り決めも同様であるべきである。

7. Switzerland

スイスは、名古屋議定書の二国間アプローチの効率的かつ実際的な実施を支持しており、GMBSM の必要性を判断するため、二国間アプローチの潜在的な限界及び課題について更なる作業を行うとともに、二国間アプローチを用いた更なる経験が必要であるとの見解を有している。

スイスは、GMBSM の必要性を裏付ける具体的事例に関する調査及び提出に留意する。

しかし、スイスの見解では、提出文書及びピアレビューされた研究で特定された症例の多くは、名古屋議定書の地理的、時間的又は主題事項の範囲外であり、その他の症例は、名古屋議定書第 11 条に基づいて対処することができる。

それにもかかわらず、特定された事例は、名古屋議定書の二国間アプローチ、特に効率性、実用性、実現可能性及び有効性に関する潜在的な限界又は課題も明らかにしている。

したがって、これらの潜在的な限界や二国間アプローチの課題を具体的な事例に基づいてさらに評価する必要があると考える。

そのような評価は、名古屋議定書の範囲に関する問題、二国間アプローチを実施する能力の欠如又はその他の要因を含め、これらの潜在的な制限及び課題の根底にある原因を分析し、並びにこれらの制限及び課題が、名古屋議定書第 11 条及び多国間アプローチによってどの

ように対処され得るかを探求すべきである。

8. Argentina

我々は、国レベルでの実施プロセスの進展が、条約及び議定書によって提起された二国間アプローチに対する事例及び障害を特定する鍵であると考えます。

我々は、GMBSM の必要性及び実施についての検討及び協議を継続する必要性を共有する。このため、特別な技術専門家グループの設置が適切と考えられる。

この専門家グループは、地域及び先住民並びに地域社会を代表する参加者に応じて、バランスのとれた方法で構成されることが不可欠である。遺伝資源を提供する国の主権の原則が侵害されないこと、名古屋議定書で確立された先住民族や地域社会の権利が損なわれないことを確保することが重要である。

アルゼンチンは、この議題の分析に積極的かつ建設的に参加する意思を表明する。

9. Norway

ノルウェーは、名古屋議定書の下での GMBSM が付加価値を持つとは確信していない。

しかし、我々は、GMBSM のための潜在的な様態を検討するプロセスを支持する用意がある。そのような過程はまたそのようなメカニズムの必要性を明らかにするだろう。同時に、可能性のある様態を検討するプロセスは、全ての締約国からの幅広い支援に依存していることを指摘したい。

したがって、我々は事務局からの勧告の方向性を支持する。

10. Brazil

ブラジルは、文書 SBI/3/15 を歓迎する。我々は、この文書に示された見解及び情報の統合に感謝する。このことは、ますます多くの締約国が、GMBSM の確立を必要とするであろう特定の事例を認識していることを示している。ブラジルは GMBSM の実施を支持している。また、ブラジルは、GMBSM が DSI に対処するために不可欠なツールであると考えており、セクション II.B で特定された特定の事例に DSI が含まれていることを喜ばしく思う。それができなければ、持続可能な生活を確保するために利益配分に依存している地域社会の期待を裏切ることになります。私たちは、すべての締約国がこの確固たるコミットメントを達成するために建設的な議論を行うことを望んでいます。

<参考資料>

SBI-3 会議 Web : <https://www.cbd.int/conferences/sbstta24-sbi3>

各国ステートメント : <https://www.cbd.int/meetings/sbi-03-prep-03>